

所得制限限度額について

手当を受けようとする人、その配偶者(父または母が障がいの場合等)または生計同一の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年(1 月から 6 月までに請求する人については前々年)の所得が次表の額(本人の場合は一部支給欄の額)以上あるときには、手当は支給されません。所得は課税台帳で確認します。

所得の限度額			
扶養親族等の数	請求者本人		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0 人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1 人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2 人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3 人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
以降 1 人につき	380,000 円 加算	380,000 円 加算	380,000 円 加算
加算額	老人控除配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 100,000 円 特定扶養親族又は 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 1 人につき 150,000 円		扶養親族が 2 名以上で、うち老人扶養親族がある場合、 老人扶養親族 1 人につき (扶養親族が老人扶養親族のみの場合は 1 人を除いた 1 人につき) 60,000 円

・主な控除

障がい者 270,000 円

勤労学生 270,000 円

寡婦(夫) 270,000 円・・・受給者が父・母である場合は除く

特例寡婦 350,000 円・・・受給者が父・母である場合は除く

特別障がい者 400,000 円

その他雑損控除等も控除対象となります。

※父または母が監護している児童の父または母から該当児童のための養育費を父または母や児童が受け取った場合はその額の 8 割相当額が所得に加算されます。

※所得額は給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

※社会保険料の相当額として一律に 80,000 円が控除されます。

例：所得＝(年間収入金額－給与所得控除)＋(養育費の 8 割相当額)－80,000 円
－(上記の控除額等)